

# 結婚祝品

このたびはご結婚おめでとうございます。

人口の増加と地域の活性化を図るため、町内に定住を決めた「新婚夫婦」に祝品を贈呈します。

## 「ドレミファお買物券」 3万円分

※津幡町内のドレミファスタンプ加盟店でご利用いただけます。

**交付条件** ※下記すべての要件に該当すること

- 令和8年12月31日までに婚姻届を提出していること
- 夫婦ともに婚姻の届出日から3か月以内に本町に住民登録し、引き続き3年以上居住する意思があること
- 夫婦のいずれかが40歳以下であること
- 夫婦ともに町税等の滞納がないこと
- 津幡町から過去に結婚祝品（祝金）を受けた者同士の婚姻ではないこと

婚姻届出日から3か月以内の申請が必要ですのでご注意ください。

申請手続きは、「津幡町電子申請サービス」からお願いいたします。

[https://s-kantan.jp/town-tsubata-ishikawa-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=256](https://s-kantan.jp/town-tsubata-ishikawa-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=256)

『津幡町結婚祝品交付申請書・請求書』



**結婚祝品に関する問合せ先**

津幡町総務部企画課  
TEL: (076) 288-2158 (直通)  
FAX: (076) 288-6358  
(平日 8:30~17:15)